

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

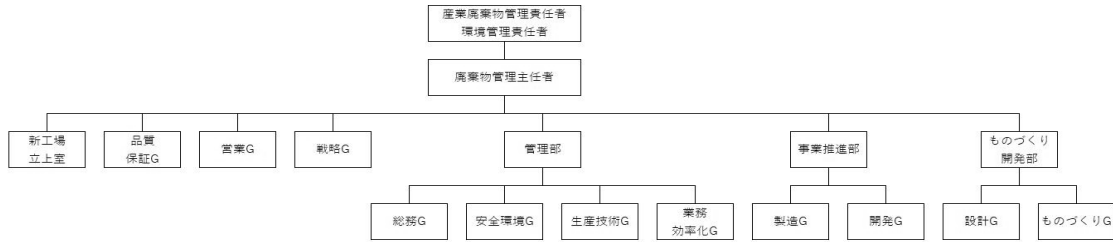
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024 年 4 月 23 日	
都道府県知事	
(市長) 殿	
提出者	
住所 東京都 千代田区 丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビル22F	
氏名 三菱マテリアル株式会社 小野 直樹	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 03-5252-5200	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三菱マテリアル株式会社 富士小山製作所
事業場の所在地	静岡県駿東郡小山町菅沼1400
計画期間	2024年4月1日 ~ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	製造業(電気機械器具製造業)
② 事業の規模	2023年度販売金額 : 18億円
③ 従業員数	95名(正社員70名, その他25名)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・ガラスくず等→委託処理(破碎)→委託処分(埋立)・廃プラ類→委託処理(破碎)→委託処分(サーマルリサイクル)・汚泥→委託処分(再生土)・廃油→委託処分(サーマルリサイクル)・安定型混合廃棄物→委託処分(埋立)・木くず→委託処理(破碎)→委託処分(再生利用)・管理型混合廃棄物→委託処分(埋立及び再生利用)・(水銀製品)照明機器→委託処理(その他中間処理)→委託処分(再生利用)・(石綿含有)建設混合廃棄物→委託処分(埋立)・(水銀製品)蛍光灯→委託処理(その他中間処理)→委託処分(再生利用)・(水銀製品)電池類等、水銀回収義務付け製品以外の製品→委託処理(その他中間処理)→委託処分(再生利用)

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物について多量排出事業者ではなく、削減活動を実施していなかった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	1 t	t
	(今後実施する予定の取組) 汚泥：R5年度は、漏洩した廃液の拡散防止のため地下に構築した遮水壁工事により汚泥が多量に発生したが、R6年度は、工事による汚泥は発生しない。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥：遮水壁工事により発生した汚泥と製造工程から発生した汚泥の分別を徹底している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 汚泥：上記の対応を継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） 自ら再生利用は実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自ら再生利用を行う計画はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	t
（これまでに実施した取組） 自ら中間処理、熱回収は実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	t
（今後実施する予定の取組） 今後も自ら中間処理、熱回収を行う計画はない。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う計画はない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	全処理委託量	116,610,175.00 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	116,610,175.00 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	全処理委託量	—	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	—	t
	再生利用業者への 処理委託量	—	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	—	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。